

質問 準要保護世帯にも要保護世帯と同じ扱いを

教育長 別な形で負担軽減している

質問 4月7日の緊急事態宣言を受けて、学校が臨時休校となった。厚生労働省から「要保護世帯に対して返還された学校給食費については、福祉事務所への返還を求めないこと」という通知が出されたと聞いている。

答弁 準要保護世帯についても給食費の減額分を支給すべきと考えるが、本町においても要保護世帯の対象となるご家庭については、通知に基づき適切に対応している。一方、準要保護世帯の就学援助費における学校給食の援助は、提供した学校給食の実費相当額を支給するものであり、本町の児童生徒就学援助条例においては、提供されていない給食分の支給をすることはできない。また、学校休業中の栄養確保のため、小中学生に牛乳券を配布したほか、高校生以下のお



進藤議員

子様にもふれあい商品券5千円分と食事券5千円分を配布し、生活費の補てん及び負担軽減を図ることとしており、準要保護世帯の給食に特化した扶助費の支給は考えていない。

再質問 準要保護世帯の給食費については令和2年度の予算に組み込まれており、それが使われなければ執行残になるが

答弁 執行状況は、その年その年で変わる。



質問 学級担任制から教科担任制に変えては

教育長 「確かな学力」を育成するため、積極的に取り組んでいく

質問 新学習指導要領による授業が、小学校では今年度から、中学校では来年度から始まる。「学校教育の充実」「確かな学力の育成」の観点から、小学校における担任制度を学級担任制から教科担任制に変えては

答弁 本町における教科担任制については、平成21年度、町内の4小学校が統合し新しい新十津川小学校を開校した際に、「進んで学び、よく考える子」を育成するため、高学年の一部の教科について教科担任制を取り入れ、教員の得意分野を生かした授業を行い、児童の学習意欲の喚起に努めることとした。

3～6年生の理科、年度によって学年は異なるが、音楽にも専科教員を配置し、専門性を生かした学習を行っている。外国語についても6年生は専科教員が授業を行っており、3・4年



村井議員



生の外国語活動、5年生の外国語も専科教員による授業を行い、外国語能力の向上に努めていく。

さらには、主要教科である国語と算数についても5・6年生は、同様に教科担任制にしたいと考えている。

義務教育9年間を通じ、教科担任制のメリットである授業の質の向上、学習内容の理解度・定着度の向上、小学校から中学校への円滑な接続を進めるため、教科担任制に積極的に取り組み、子供たちの「確かな学力」を育成していく。